

1 - (1) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書【危機管理本部】

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震・風水害・その他大規模災害等による災害が発生し、鉄道、バス等の公共交通機関の運行が停止し、早期に運行開始が見込めない場合において、駅、事業所、学校等に滞留する通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者徒歩帰宅者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の内容）

第2条 甲の各県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。なお、この要請については、甲の各県市のいずれか一つからなされれば、他の県市からも要請があったものとみなす。

- （1） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。
- （2） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等を提供すること。
- （3） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、一時的に休憩の場を提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗は、支援を要請した県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗とする。

なお、甲の各県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各県市の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

2 乙は、「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施並びに第4条に規定する周知及び掲出に要した経費は、当該支援等を実施した者が負担する。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(適用)

第8条 この協定は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年12月末現在

No	事業者名	協定締結年月日
1	神奈川県石油業協同組合	平成15年5月29日
2	日産自動車系販売店	平成20年3月26日
3	神奈川県理容生活衛生同業組合	平成26年3月4日
4	浄土真宗本願寺派東京教区神奈川組	平成28年6月1日
5	浄土真宗本願寺派東京教区鎌倉組	平成28年7月1日
6	神奈川県美容業生活衛生同業組合	平成28年7月12日
7	神奈川トヨタ自動車株式会社	平成28年8月26日
8	生活協同組合ユーコープ	平成28年12月12日
9	株式会社横浜調剤薬局等	平成29年6月1日
10	神奈川県生活協同組合連合会の会員生協	平成29年8月1日
11	株式会社村内外車センター	平成31年3月20日
12	神奈川県遊技場共同組合	令和元年8月26日
13	AIR オートクラブ神奈川ブロック	令和元年11月13日
14	株式会社関東マツダ	令和2年6月30日
15	株式会社ホンザン	令和3年12月23日
16	ウエイズトヨタ神奈川	令和5年12月1日

1 - (2) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書【危機管理本部】

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下総称して「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震・風水害・その他大規模災害等により、交通が途絶した場合（以下「災害時」という。）において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の範囲）

第2条 本協定の効力は甲内全域に及ぶものであること。ただし、乙の店舗（以下「店舗」という。）が所在していない都区市はこの限りではない。

（支援の内容）

第3条 本協定に賛同した店舗は、災害時において、帰宅困難者の支援のため必要があると認めるときは可能な範囲において、災害時帰宅支援ステーションとして帰宅困難者に対し、次の各号に掲げる支援を実施する。

- (1) 店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。
- (2) 店舗において、帰宅困難者に対し、飲料水を提供すること。
- (3) 店舗において、帰宅困難者に対し、休憩場所を提供すること。
- (4) 店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等を提供すること。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。なお、甲の各都区市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各都区市の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第5条 本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

- 2 乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを本協定に賛同した店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。なお、ステッカーの更新方法等については、別途協議する。

（経費の負担）

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（適用）

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。なお、期間終了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかからも特段の意思表示がない場合は、本協定は同一

内容で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、甲、乙記名押印の上各々1通を保有する。

協定締結一覧

令和6年3月末時点

No	事業者名	協定締結年月日
1	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	平成17年8月31日
2	山崎製パン株式会社	
3	株式会社ファミリーマート	
4	ミニストップ株式会社	
5	株式会社ローソン	
6	株式会社吉野家	
7	株式会社ポプラ	平成17年9月22日
8	山田食品産業株式会社	
9	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	平成19年2月8日等
10	ロイヤルフードサービス株式会社	
11	株式会社モスフードサービス	平成20年6月11日
12	株式会社壺番屋	平成22年8月20日
13	ワタミ株式会社	平成23年6月20日
14	チムニー株式会社	
15	株式会社第一興商	平成23年9月1日
16	株式会社B&V	
17	サガミレストランツ株式会社	平成24年8月31日
18	味の民芸フードサービス株式会社	
19	埼玉県カラオケ業防犯協力会	平成24年9月19日
20	千葉県カラオケ事業者防犯協会	
21	東京都カラオケボックス事業者防犯協力会	
22	神奈川県カラオケボックス協会	
23	サトフードサービス株式会社	平成24年12月1日
24	株式会社ダスキン	平成25年3月11日
25	タリーズコーヒージャパン株式会社	
26	株式会社ストロベリーコーンズ	平成25年10月8日
27	株式会社オートバックスセブン	平成26年11月6日
28	ケアパートナー株式会社	令和2年3月25日
29	株式会社共和コーポレーション	令和4年2月28日

・コンビニエンスストア

セブン-イレブン	デイリーヤマザキ	ニューヤマザキデイリーストア
ファミリーマート	ミニストップ	ローソン
ローソンストア100	ナチュラルローソン	生活彩家
ポプラ		

・ファーストフード・ファミリーレストラン

吉野家	山田うどん食堂	デニーズ
天丼てんや	ロイヤルホスト	モスバーガー
カレーハウスCoCo壱番屋	TGIフライデーズ	焼肉の和民
和食処処サガミ	味の民芸	和食さと
ミスタードーナツ	タリーズコーヒー	

・居酒屋

三代目 鳥メロ	旨唐揚げと居酒屋メシ ミライザカ	さかなや道場
はな（花）の舞		

・カラオケスペース

カラオケバンバン	カラオケまねきねこ	カラオケ館
ビッグエコー	カラオケALL	カラオケの鉄人
カラオケパセラ	カラオケマック	カラオケモコモコ
カラオケルーム歌広場	コート・ダジュール	JOYSOUND

・その他

快活CLUB	ナポリの窯	オートボックス
ケアパートナー		

1. 最新の締結状況は、防災首都圏ネット<http://www.9tokenshi-bousai.jp/comehome/comehome.html>で確認することができます。

2 帰宅困難者に対する一時滞在施設の使用に関する協定書【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）及び〇〇（以下「乙」という。）は、乙が所有する次の建築物（以下「対象建築物」という。）を、甲が、地震又は風水害その他の災害により鉄道等公共交通機関が運行停止の状態になり、帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時滞在施設として使用すること等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

対象建築物の表示

建築物の名称	〇〇〇ビル
所在地	川崎市△△区●●●
所有者	□□ □□
構造等	鉄骨・鉄筋コンクリート造 ■階建て
建築年	平成×年
増改築年	平成×年・なし
耐震診断	平成×年実施・未実施
耐震改修	耐震性あり
その他付帯事項	▽▽▽▽▽▽▽▽▽

（目的）

第1条 甲は、帰宅困難者が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙に対して、乙の所有する対象建築物を一時滞在施設として使用することについて協力を要請し、乙はこの要請に基づき、帰宅困難者の受入れを開始することで、地域における混乱、事故の発生等の抑制を図るものとする。

（定義）

第2条 この協定において「一時滞在施設」とは、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（使用範囲）

第3条 甲が一時滞在施設として使用する対象建築物の範囲は、次のとおりとする。この場合において対象建築物に備蓄倉庫がある場合は、当該備蓄倉庫に保管する物資については、甲が準備するものとする。

使用範囲	■階▼▼▼部分（約◆◆◆㎡）
収容人員	約▲▲▲名
使用範囲への導線	●●左横階段
使用する際の入口	●●正面入口
備蓄倉庫の有無	あり・なし

甲が準備する備蓄物資	ペットボトル、防寒シート、簡易食料、携帯トイレ
甲と乙との連絡手段	簡易無線機

(対象建築物変更等の報告)

第4条 乙は、対象建築物の増改築又は除却等により、一時滞在施設の延べ面積等に変更が生じる場合、又は対象建築物の一時滞在施設としての使用が不可能となる場合には、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

(一時滞在施設の周知)

第5条 乙は、甲が平常時に対象建築物が一時滞在施設であることの周知を行うことについて了承するものとし、その周知方法については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(乙の協力内容)

第6条 乙は、対象建築物の安全等を確認した上で、甲からの要請を受けて、又は自らの判断により、対象建築物を一時滞在施設として提供するとともに、可能な限り多数の帰宅困難者に対して支援ができるよう、努めるものとする。

なお、一時滞在施設の開設及び運営は、原則として乙が行うものとする。

- 2 乙は、対象建築物を一時滞在施設として帰宅困難者に提供する際には、帰宅困難者の誘導について努めるものとする。
- 3 乙は、帰宅困難者の受け入れ状況その他、一時滞在施設の運営上必要な事項について、甲と逐次連絡を取りながら、情報の伝達や発生した問題への対応等について努めるものとする。
- 4 備蓄物資のほか、水道水やトイレ等、乙が提供することができるものについては、可能な範囲で帰宅困難者への提供に努めるものとする。
- 5 甲は乙に帰宅困難者一時滞在施設の開設・運営マニュアル（以下「マニュアル」と言う）の標準例を提示し、乙はこの標準例に基づき、マニュアルを作成するものとする。
乙は、作成したマニュアルを甲に報告するものとし、この協定に定める事項以外の事項については、マニュアルに沿って、運営を行うものとする。

(費用負担)

第7条 対象建築物の一時滞在施設としての使用は、原則として無料とするものとし、有料となる場合は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(対象建築物・備品の破損時等の対応)

第8条 第6条による対象建築物の一時滞在施設としての提供に伴い、施設、備品等に損害を与えた場合、その復旧にかかる費用については、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

(要請・開設期間等)

第9条 甲が乙に対し、一時滞在施設としての使用について要請できる時間帯は、原則と

して乙の営業時間内に限るものとし、帰宅困難者の一時滞在の期間は、開設した日の翌朝までとする。

ただし、要請の時間帯及び期間については、甲乙協議の上、延長ができるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定で定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定期間満了の時から協定期間を1年間として自動更新されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 川崎市
川崎市長 福田 紀彦

乙 川崎市△△区●●●
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3 災害時に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

【健康福祉局総務部危機管理担当】

(目的)

第1条 この協定は、災害時に災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、川崎市（以下「甲」という。）の要請により、**（以下「乙」という。）の社会福祉施設等を要援護者の避難施設（以下「二次避難所」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定において、二次避難所に収容できる者は、市内に居住する者でかつ、次に掲げる者のうち、市災害対策本部健康福祉部長が必要と認めた者（以下「要援護者等」という。）とする。

- (1) 要援護者のうち、一次避難所において安定した避難生活を送ることが困難で、二次避難所において何らかの支援を必要とする者
- (2) 前号に規定する要援護者の親族等で、二次避難所において当該要援護者と共に生活することにより、当該要援護者の安定した避難生活の確保に寄与する者

(避難施設)

第3条 二次避難所は、次に掲げる施設とする。

(施設の使用)

第4条 甲は、前条に規定する施設を二次避難所として使用するにあたり、川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱（以下「要綱」という）第6条に規定する要援護者等受入依頼書（第2号様式）により、乙に依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(要援護者の移送)

第5条 要援護者の移送については、原則甲が行うものとする。

(受入状況の報告)

第6条 第3条に掲げる施設の長は、その受入状況について、要綱第8条に規定する要援護者等受入状況報告書（第3号様式）により甲に報告するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者等に係る日常生活用品、食糧、医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者等を適切に介助できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費負担)

第8条 二次避難所において、収容期間内に要援護者等が応急的に消費した消耗品等の経費については、要綱第11条に規定する消耗品等費用請求一覧（第4号様式）により乙が甲に請求し、甲が負担するものとする。なお、消耗品等の範囲については、別表第1に定めるとおりとする。

(関係機関との連携)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に履行するために、甲乙間及び関係機関との連携に努めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は毎年度末とし、有効期限2か月前までに書面にて異議の申し出のない場合、甲乙双方に異議のないものとし、自動更新するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 川崎市
川崎市長

乙 (法人名)
(代表者名)

別表第1 (第8条関係)

品名
1 毛布
2 布団
3 折りたたみベッド
4 上着
5 下着 (上・下)
6 紙おむつ
7 タオル
8 石鹸
9 シャンプー
10 ちり紙
11 歯磨き
12 医薬品
13 飲料水
14 食糧品
15 その他市災害対策本部健康福祉部長が認めたもの

4 J X T Gホールディングス株式会社の所有するグラウンド等を災害時における

一時避難場所等として使用することに関する協定書

【危機管理本部】

(主旨)

第1条 この協定は、災害時等に地域住民が避難を余儀なくされた場合の一時避難場所、又はその他、災害対応上必要となる場所（以下「一時避難場所等」という。）として、川崎市（以下「甲」という。）の要請により、J X T Gホールディングス株式会社（以下「乙」という。）の所有する ENEOS とどろきグラウンド及び施設（以下「とどろきグラウンド等」という。）を使用することについて、必要なことを定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「一時避難場所」とは、災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所または広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

2 この協定において、「その他、災害対応上必要となる場所」とは、一時避難場所以外の目的で使用される場所であり、救護所、支援隊の受け入れ場所等、災害対応上必要となる施設の補完目的に使用する場所をいう。

(施設の使用)

第3条 甲は、第4条に掲げる施設を一時避難場所等として使用する場合には、使用することについて、乙に一時避難場所等使用連絡書（様式1）（以下「使用連絡書」という。）により連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により連絡を行い、後日速やかに使用連絡書を送付するものとする。

2 住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所として使用を要望するときは、乙自らの判断でとどろきグラウンド等を使用させることができる。

その場合、乙はすみやかに甲に連絡するものとする。

3 乙は、甲からの一時避難場所として使用することについての連絡を受けた場合は、速やかに受入の準備を行うものとする。

4 甲は、とどろきグラウンド等を一時避難場所等として使用する場合には、必要となる救援物資の供給等の措置を速やかに行うものとする。

(避難施設)

第4条 一時避難場所等として使用する施設は、次の施設とする。

名称 J X T Gホールディングス株式会社 ENEOS とどろきグラウンド

(1) 硬式野球グラウンド

(2) 雨天練習場

(3) クラブハウス（浴室、食堂、厨房、応接室、その他備品類を含む）。

所在地 川崎市中原区等々力18番1号

(報告)

第5条 乙は、第3条第2項による一時避難場所等としての使用が終了したときは、甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

第6条 グラウンド等を一時避難場所等として使用した期間内に生じた光熱水費、消耗品等の経費は、原則として乙が負担するものとする。

(連絡担当課等)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務企画局危機管理室及び中原区役所 危機管理担当、乙についてはJ X T Gホールディングス株式会社 総務部 総務グ

ループをそれぞれ連絡担当課等とする。

(有効期限)

第8条 この協定書の有効期限は、毎年度末とし、甲乙双方に異議のない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、別途、甲乙協議の上、決定するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成29年4月1日から有効とする。
- 2 JXホールディングス株式会社の所有するグラウンド等を災害時における一時避難場所等として使用することに関する協定書(平成25年1月17日締結)は、平成29年3月31日限りで終了とする。

この協定の成立を証明するため、甲乙押印の上、各自一通を保有する。

平成29年4月1日

甲 川崎市
川崎市市長 福田 紀彦

乙 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
JXTGホールディングス株式会社
代表取締役社長 内田 幸雄

様式1

令和 年 月 日

J X T Gホールディングス株式会社
総務部長 様

危機管理本部危機管理監
川崎市中原区長

一 時 避 難 場 所 等 使 用 連 絡 書

J X T Gホールディングス株式会社の所有するとどろきグラウンド等を災害時における一時避難場所等として使用することに関する協定第3条第1項に基づき、次のとおり連絡します。

災害等の種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他 ()
使用予定期間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
使用対象者 (人員)数 避難世帯 (人員)数	人 世帯 人
備 考	

連絡担当者：

5 学校法人桐光学園の所有する体育館等を災害時等における一時避難場所として使用する ことに関する協定書

【危機管理本部】

(主旨)

第1条 この協定は、災害時等に地域住民が避難を余儀なくされた場合の一時避難場所として、川崎市（以下「甲」という。）の要請により、学校法人桐光学園（以下「乙」という。）の所有する体育館及び施設（以下「体育館等」という。）を使用することについて、必要なことを定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「一時避難場所」とは、災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所または広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

(避難施設)

第3条 一時避難場所として使用する施設は、次のとおりとする。

名称 学校法人桐光学園

- (1) 部室棟 第2体育館（1階・2階）
- (2) スタンド棟 ユーティリティールーム（2階・3階）
- (3) 学園が指定する校内の施設の一部

所在地 川崎市麻生区栗木3丁目12番1号

(施設の使用)

第4条 甲は、第3条に掲げる施設を一時避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に一時避難場所使用依頼書（様式1）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、後日速やかに使用依頼書を送付するものとする。

2 乙は、甲からの一時避難場所として使用することについての依頼を受けた場合は、速やかに甲に一時避難場所使用回答書（様式2）（以下「使用回答書」という。）により受入れの可否について回答するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により回答し、後日速やかに使用回答書を送付するものとする。

3 住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申し出があった場合には、乙の判断により体育館等を使用させることができる。

その場合、乙は速やかに甲に連絡するものとする。

4 乙は、第2項により避難者の受入れについて承諾し、避難者を受入れたとき、若しくは第3項により避難者を受入れたときは、体育館等の使用状況及び避難者の人数等について、甲に一時避難場所使用報告書（様式3）（以下「使用報告書」という。）により報告するものとする。

5 甲は、一時避難場所に避難者を受入れることを想定して、あらかじめ乙の施設内に必要物資を備蓄しておくことができる。

6 甲は、体育館等を一時避難場所として使用する場合には、必要となる救援物資の供給を速やかに行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第4条による一時避難場所としての使用が終了したときは、甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

第6条 体育館等を一時避難場所として使用した期間内に生じた水道光熱費、消耗品等の経費は、原則として乙が負担するものとする。

2 甲は、避難者が乙の施設・設備等を破損・汚損または紛失したときは、これに係る経費を負担するものとする。

(連絡担当課等)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務局危機管理室及び麻生区役所総務課、乙については学校法人桐光学園事務部をそれぞれ連絡担当課とする。

(有効期限)

第8条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、有効期限1か月前までに甲又は乙から別段申し出がない場合は、引き続き1年間を有効とし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年4月27日

甲 川崎市

川崎市長 阿部 孝夫

乙 川崎市麻生区栗木3丁目12番1号

学校法人桐光学園

理事長 小塚 良雄

6 学校法人カリタス学園の所有する体育館等を地震発生時における一時避難場所として 使用することに関する協定書 【危機管理本部】

(主旨)

第1条 この協定は、地震発生時に地域住民が避難を余儀なくされた場合の一時避難場所として、川崎市（以下「甲」という。）の要請により、学校法人カリタス学園（以下「乙」という。）の所有する体育館及び施設（以下「体育館等」という。）を使用することについて、必要なことを定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「一時避難場所」とは、地震に伴う被害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所又は広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

(避難施設)

第3条 一時避難場所として使用する施設は、次のとおりとする。

名 称 学校法人カリタス学園

- (1) 中高校庭
- (2) 中高体育館

所在地 川崎市多摩区中野島4丁目6番1号

(施設の使用)

第4条 甲は、第3条に掲げる施設を一時避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に一時避難場所使用依頼書（様式1）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、後日速やかに使用依頼書を送付するものとする。

2 乙は、甲からの一時避難場所として使用することについての依頼を受けた場合は、速やかに甲に一時避難場所使用回答書（様式2）（以下「使用回答書」という。）により受入れの可否について回答するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により回答し、後日速やかに使用回答書を送付するものとする。

3 住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申し出があった場合には、乙の判断により体育館等を使用させることができる。

その場合、乙は速やかに甲に連絡するものとする。

4 乙は、第2項により避難者の受入れについて承諾し、避難者を受け入れたとき又は第3項により避難者を受け入れたときは、体育館等の使用状況等について、甲に一時避難場所使用報告書（様式3）（以下「使用報告書」という。）により報告するものとする。

5 甲は、一時避難場所に避難者を受入れることを想定して、あらかじめ乙の施設内に必要物資を備蓄しておくことができる。

6 甲は、体育館等を一時避難場所として使用する場合には、必要となる救援物資の供給を速やかに行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第4条による一時避難場所としての使用が終了したときは、甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

第6条 体育館等を一時避難場所として使用した期間内に生じた水道光熱費、消耗品等の経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙が児童・生徒用として備蓄している食料、飲料水等を避難者に提供した際の経費については、甲が負担するものとする。

2 甲は、避難者が乙の施設・設備等を破損・汚損又は紛失したときは、これに係る経費を負担するものとする。

(連絡担当課等)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務企画局危機管理室及び多摩区役所危機管理担当、乙については学校法人カリタス学園法人本部をそれぞれ連絡担当課とする。

(有効期限)

第8条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、有効期限1箇月前までに甲又は乙から別段申し出がない場合は、引き続き1年間有効とし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 川崎市
川崎市長 福田 紀彦

乙 川崎市多摩区中野島4丁目6番1号
学校法人カリタス学園
理事長 河端 秀朗

7 - (1) 災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書（新城高等学校、川崎北高等学校、麻生総合高等学校）

【危機管理本部】

（目的）

第1条 川崎市（以下「甲」という。）及び神奈川県立〇〇〇〇高等学校（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、一時避難場所として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第2条 この協定において、「一時避難場所」とは、災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所または広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

（使用施設）

第3条 一時避難場所として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) グラウンド
- (2) 学校が指定する校内の施設の一部

（施設の使用）

第4条 甲は、第3条に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を一時避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書（様式1）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、後日速やかに使用依頼書を送付するものとする。

2 住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用施設を使用させることができる。その場合は、乙は施設使用報告書（様式2）により速やかに甲に連絡するものとする。

（鍵の管理）

第5条 甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設に必要な鍵を受領することができる。

2 甲は、乙から受領した使用施設に必要な鍵を自主防災組織等の代表者へ引き渡し災害時に使用させることができる。

（使用期間）

第6条 使用期間は、第4条による使用開始から避難者が避難所等へ避難するまでの最大3日間程度とする。

ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。

（費用負担）

第7条 使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。

（使用施設等の現状復旧）

第8条 使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が現状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。

2 前項の規定により施設及び備品等を現状復旧する場合において、その損害等が、一時避難場所として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。

(免責)

第9条 乙は、施設を一時避難場所として避難者が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(施設変更等の報告)

第10条 乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

(連絡担当等)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務局危機管理室及び〇〇区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立〇〇〇〇高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

(協議事項等)

第12条 この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年〇〇月〇〇日

甲 川崎市
川崎市長

乙 所在地
学校名
代表者名

7 - (2) 災害時における一時避難場所及び緊急避難場所としての施設 使用に関する協定書

【危機管理本部】

(目的)

第1条 川崎市（以下「甲」という。）及び神奈川県立向の岡工業高等学校（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、一時避難場所及び緊急避難場所として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一時避難場所

災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所又は広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

(2) 緊急避難場所

風水害時において地域の住民等が災害から命を守るため緊急的に避難する場所をいう。

(使用施設)

第3条 一時避難場所として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) グラウンド

(2) 学校が指定する校内の施設の一部

2 緊急避難場所として使用する施設は、前項第2号に定めるとおりとする。

(施設の使用)

第4条 甲は、第3条に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を一時避難場所又は緊急避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書（様式1）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに使用依頼書を送付するものとする。

2 乙は、住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用施設を使用させることができる。その場合は、乙は施設使用報告書（様式2）により速やかに甲に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに施設使用報告書を送付するものとする。

(鍵の管理)

第5条 甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設の使用に必要な鍵を受領することができる。

2 甲は、乙から受領した使用施設の使用に必要な鍵を自主防災組織等の代表者へ引き渡し災害時に使用させることができる。

(使用期間)

第6条 使用施設を使用する期間(以下「使用期間」という。)は、次の各号に掲げる使用区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一時避難場所

第4条による使用開始から避難者が避難所等へ避難するまでの最大3日間程度とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。

(2) 緊急避難場所

第4条第1項による使用開始から最大5日間程度とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。

(費用負担)

第7条 使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。

(使用施設等の原状復旧)

第8条 使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が原状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。

2 前項の規定により施設及び備品等を原状復旧する場合において、その損害等が、一時避難場所又は緊急避難場所として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。

(免責)

第9条 乙は、施設を一時避難場所又は緊急避難場所として避難者が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(施設変更等の報告)

第10条 乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

(連絡担当等)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務企画局危機管理室及び多摩区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立向の岡工業高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

(協議事項等)

第12条 この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

附 則

1 この協定は、締結の日から施行する。

2 「災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定書」(平成25年10月16日締結)は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年8月31日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦

乙 川崎市多摩区堰1丁目28番1号
神奈川県立向の岡工業高等学校
学校長 居石 博幸

様式 1

年 月 日

神奈川県立向の岡工業高等学校長 様

川崎市長

施設使用依頼書

神奈川県立向の岡工業高等学校の所有する施設について、「災害時における一時避難場所及び緊急避難場所としての施設使用に関する協定書」第4条第1項に基づき、次のとおり依頼します。

災害の種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他 ()
使用区分	<input type="checkbox"/> 一時避難場所 <input type="checkbox"/> 緊急避難場所
使用開始予定日	年 月 日から
備考	

連絡担当者：

様式 2

年 月 日

川崎市長 宛て

神奈川県立向の岡工業高等学校長

施設使用報告書

神奈川県立向の岡工業高等学校の所有する施設について、「災害時における一時避難場所及び緊急避難場所としての施設使用に関する協定書」第4条第2項に基づき、次のとおり報告します。

災害の種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他 ()
使用開始日	年 月 日から
備考	

連絡担当者：

7 - (3) 災害時における一時避難場所及び緊急避難場所としての施設
使用に関する協定書 【危機管理本部】

(目的)

第1条 川崎市（以下「甲」という。）及び神奈川県立新城高等学校（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、一時避難場所及び緊急避難場所として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一時避難場所

災害から地域住民が身の安全をを図るため、あらかじめ指定されている避難所又は広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

(2) 緊急避難場所

風水害時において地域の住民等が災害から命を守るため緊急的に避難する場所をいう。

(使用施設)

第3条 一時避難場所として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) グラウンド

(2) 学校が指定する校内の施設の一部

2 緊急避難場所として使用する施設は、前項第2号に定めるとおりとする。

(施設の使用)

第4条 甲は、前条に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を一時避難場所又は緊急避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書（様式1）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに使用依頼書を送付するものとする。

2 乙は、住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用施設を使用させることができる。その場合は、乙は施設使用報告書（様式2）により速やかに甲に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、速やかに施設使用報告書を送付するものとする。

(鍵の管理)

第5条 甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設の使用に必要な

な鍵を受領することができる。

2 甲は、乙から受領した使用施設の使用に必要な鍵を自主防災組織等の代表者へ引き渡し災害時に使用させることができる。

(使用期間)

第6条 使用施設を使用する期間(以下「使用期間」という。)は、次の各号に掲げる使用区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。

(1) 一時避難場所

第4条による使用開始から避難者が避難所等へ避難するまでの最大3日間程度

(2) 緊急避難場所

第4条第1項による使用開始から最大5日間程度

(費用負担)

第7条 使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。

(使用施設等の原状復旧)

第8条 使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が原状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。

2 前項の規定により施設及び備品等を原状復旧する場合において、その損害等が、一時避難場所又は緊急避難場所として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。

(免責)

第9条 乙は、施設を一時避難場所又は緊急避難場所として避難者が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(施設変更等の報告)

第10条 乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

(連絡担当等)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては危機管理本部及び中原区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立新城高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

(協議事項等)

第12条 この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

附 則

1 この協定は、締結の日から施行する。

2 「災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書」(平成25年10月21日締結)は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年12月26日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦

乙 川崎市中原区下新城1-14-1
神奈川県立新城高等学校
学校長 中野 真理

8 学校法人法政大学が所有する第二中・高等学校の施設を災害時等における一時避難場所として使用することに関する協定書

【中原区危機管理担当】

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時等に地域住民が避難を余儀なくされた場合の一時避難場所として、川崎市（以下「甲」という。）の要請により、学校法人法政大学（以下「乙」という。）が所有・管理する第二中・高等学校の施設（以下「施設」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「一時避難場所」とは、災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所又は広域避難場所に行くことが困難なときに、一時的に避難する場所をいう。

(施設)

第3条 一時避難場所として使用する施設は、乙が指定する校内の施設の全部又は一部とする。

(施設の使用)

第4条 甲は、前条の規定により指定された施設（以下「使用施設」という。）を一時避難場所として使用する場合には、乙に「一時避難場所施設使用依頼書」（様式1）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、後日速やかに使用依頼書を送付するものとする。

2 乙は、甲から一時避難場所として使用することについての依頼を受けた場合は、速やかに、甲に「一時避難場所施設使用回答書」（様式2）（以下「使用回答書」という。）により受入れの可否について回答するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により回答し、後日、速やかに使用回答書を送付するものとする。

3 地域住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申出があった場合には、乙の判断により使用施設を使用させることができる。この場合において、乙は速やかに甲に連絡するものとする。

4 乙は、第2項の規定により避難者の受入れについて承諾し、避難者を受け入れたとき、又は前項の規定により避難者を受け入れたときは、使用施設の使用状況、避難者の人数等について、甲に「一時避難場所施設使用報告書」（様式3）（以下「使用報告書」という。）により報告するものとする。

5 甲は、使用施設を一時避難場所として使用する場合には、必要となる救援物資の供給を速やかに行うものとする。

6 甲は、乙の提供する使用施設を一時避難場所として使用することを想定し、あらかじめ必要となる救援物資等を乙の許可を得た上で乙の指定する防災倉庫等へ計画的に備蓄することができる。

7 乙は、使用施設の被災状況及び電気、ガス、上下水道等の社会インフラの状況等を勘案し、使用施設の変更又は利用制限を行うことができる。

(報告)

第5条 乙は、第4条の規定による一時避難場所としての使用が終了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

(使用期間)

第6条 学校の早期再開を第一優先とするため、使用施設の使用期間は、避難者が第4条の規定により使用を開始してから避難所等へ避難するまでの最大3日間程度とする。

(経費の負担)

第7条 使用施設を一時避難場所として使用した期間内に生じた水道光熱費、消耗品等の経費は、原則

として乙が負担するものとする。ただし、乙が生徒・教職員用として備蓄している食料、飲料水等を避難者に提供した際の経費については、甲が負担するものとする。

- 2 甲は、避難者が乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費を負担するものとする。
- 3 経費の負担に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡担当)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務企画局危機管理室及び中原区役所危機管理担当、乙については学校法人法政大学第二中・高等学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙から別段の申出がない場合は、引き続き1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 1月21日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦 印

乙 東京都千代田区富士見2-17-1
学校法人 法政大学
理事長 田中 優子 印

9 J X日鉱日石エネルギー株式会社の所有するバルーンシェルターを災害時等に使用することに関する協定書 【危機管理本部】

(主旨)

第1条 この協定は、川崎市（以下「甲」という。）において大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合等に、甲の要請により、J X日鉱日石エネルギー株式会社（以下「乙」という。）の所有するバルーンシェルター（以下「施設」という。）を使用することについて必要なことを定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 前条に定める事態が生じた場合、乙は、甲に対し、被害の拡大を防止するため施設を提供するものとする。

2 施設を第4条に定める常置場所で使用する場合には、乙は甲と協力してその設営を行うものとする。

3 施設を第4条第2項に定める常置場所以外で使用する場合には、乙は甲の円滑な使用に向け、協力するものとする。

(施設の使用)

第3条 第1条に定める事態が生じた場合、甲は、乙に対し施設の提供を要請するものとする。

2 前項の要請は、バルーンシェルター使用連絡書（様式1）（以下「使用連絡書」という。）により連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により連絡を行い、後日速やかに使用連絡書を送付するものとする。

(施設の常置場所及び設置場所)

第4条 施設の常置場所は、川崎市中原区等々力18番1号 J Xホールディングス株式会社ENEOSとどろきグラウンド内とする。

2 施設の設置場所は、災害の状況及び用途に基き、甲が乙に要望した場所とするものとする。

(施設の搬送)

第5条 施設の搬送は、甲によって行うものとする。

(経費の負担)

第6条 乙は、無償で施設を提供するものとする。

2 施設の継続使用期間中における送風機の燃料等に必要な経費は、原則として乙が負担するものとする。

3 その他、経費に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡担当課等)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務局危機管理室及び中原区役所 危機管理担当、乙についてはJ X日鉱日石エネルギー株式会社 総務部 社会貢献活動推進室及びJ Xホールディングス株式会社 総務部 総務グループをそれぞれ連絡担当課等とする。

(訓練)

第8条 甲は、当施設を災害時に有効かつ効率的に活用するため、訓練を実施できるものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 甲は施設を使用した訓練を実施する場合は、訓練実施日までに第3条第2項に準じて乙に連絡するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、毎年度末とし、甲乙双方に異議のない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、別途、甲乙協議の上、決定するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成25年1月17日から有効とする。
- 2 新日本石油株式会社の所有するバルーンシェルターを災害時等に使用することに関する協定書（平成19年1月17日締結）は、平成25年1月16日限りで終了とする。

この協定の成立を証明するために、甲乙押印の上、各自一通を保有する。

平成25年1月17日

甲 川崎市

川崎市 市長 阿部 孝夫

乙 東京都千代田区大手町二丁目6番3号

JX日鉱日石エネルギー株式会社

代表取締役社長 一色 誠 一

10 セントラル都市開発株式会社の管理する施設を災害時における入浴支援施設等として
使用することに関する協定書 【宮前区役所危機管理担当】

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時等に地域住民等が入浴を行う入浴支援施設又は避難を余儀なくされた場合の一時避難場所として、川崎市（以下「甲」という。）の要請により、セントラル都市開発株式会社（以下「乙」という。）の管理する施設を使用することについて、必要なことを定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「入浴支援施設」とは、自宅での入浴が困難になった地域住民、救援活動に従事する者等に対し、入浴の支援を行うための施設をいう。

2 この協定において「一時避難場所」とは、災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所又は広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

(使用施設)

第3条 入浴支援施設又は一時避難場所として使用する施設は、次の施設とする。

(1) 名称 宮前平源泉湯けむりの庄

(2) 所在地 川崎市宮前区宮前平2丁目13番地3

(施設の使用等)

第4条 甲は、前条に規定する施設を入浴支援施設又は一時避難場所として使用する場合は、使用することについて乙と確認のうえ、文書により乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により連絡を行い、連絡後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から連絡を受けたときは、速やかに受入の準備を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、自らの判断で施設を入浴支援施設又は一時避難場所として提供することができる。この場合において、乙は速やかにその旨を甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

第5条 地域住民等が入浴支援施設又は一時避難場所を使用する際の使用料は無料とし、施設の管理に必要な経費は、原則として乙が負担する。

(連絡窓口)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては宮前区役所総務企画課、乙においてはセントラル都市開発株式会社事業管理本部をそれぞれ連絡窓口とする。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙双方に異議のない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、その他必要が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年3月19日

甲 川崎市
川崎市長 阿部 孝夫

乙 東京都品川区東五反田5丁目27番5号
セントラル都市開発株式会社
代表取締役 関 浩二

1 1 「明治大学生田キャンパスに建設される新しい大学施設の地域利用に関する覚書」に関する取決書

【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と学校法人明治大学（以下「乙」という。）は、平成19年12月26日付けで締結した「明治大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定書」に基づき同日締結した、「明治大学生田キャンパスに建設される新しい大学施設の市民利用に関する覚書」第4条について、次のとおり取決めることとする。

（趣旨）

第1条 この取決書は、乙が、乙の建設する明治大学地域産学連携研究センターの災害用備蓄物資を備蓄する施設（以下「備蓄スペース」という。）において、甲が管理する災害用備蓄物資（以下「備蓄物資」という。）を保管することについて、必要なことを定めるものとする。

（定義）

第2条 この取決書において、「備蓄物資」とは、災害時に避難者の多い避難所へ物資の補充を図ることを目的とする物資を指すものとする。

（備蓄スペース）

第3条 備蓄物資を備蓄する施設は次のとおりとする。

名称 明治大学地域産学連携研究センター 地下倉庫スペース（51.63㎡）
所在地 川崎市多摩区三田二丁目3227番

（使用料）

第4条 備蓄スペースの使用料は無償とする。

（備蓄物資等）

第5条 施設に備蓄する物資は、次のとおりとし、以下「備蓄物資等」という。

- （1）甲が、災害時に避難者等へ交付する物資で、別表に掲げるもの
- （2）災害時に、甲が提供を受けた救援物資

（備蓄物資等の管理）

第6条 備蓄物資等の管理は、甲が行うものとする。

（備蓄物資等の搬出入）

第7条 甲は、次の場合に備蓄物資等を搬出するものとする。

- （1）災害時に、備蓄物資等を避難者等へ交付する必要がある場合
- （2）備蓄物資等を廃棄等する場合
- （3）防災訓練等で地域にて備蓄物資等を使用する場合

2 甲は、次の場合に備蓄物資等を搬入するものとする。

- （1）災害時に、救援物資を受け入れる場合
- （2）別表に掲げる備蓄物資について、甲が新規調達等をした場合
- （3）避難所へ備蓄物資等を搬入する際に、それらを一時的に保管する場合

3 甲は、備蓄物資等の搬出入をする場合は、原則として明治大学地域産学連携研究センターの開館時間に行い、事前に乙へ口頭、電話等で連絡するものとする。

4 甲は、前項の例によらない時刻に備蓄物資等を搬出入する場合は、乙に備蓄物資等搬出（搬入）許可申請書（様式1）（以下「搬出（搬入）申請書」という。）により届け出るものとする。ただし、緊急の場合は口頭、電話等により申請をし、後日速やかに搬出（搬入）申請書を送付するものとする。

5 乙は、甲から搬出（搬入）申請書を受取った場合は、速やかに甲に備蓄物資等搬出（搬入）回答書（様式2）（以下「搬出（搬入）回答書」という。）により備蓄物資等の搬出入の可否について回答するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により回答し、後日速やかに搬出（搬入）回答書を送付するものとする。

（鍵の施錠・開錠）

第8条 備蓄物資等を搬出入する際の、鍵の開錠及び施錠は原則として乙が行うものとする。

2 乙が鍵の施錠及び開錠ができない場合にも備蓄物資等の搬出入を行う場合のために、乙は備蓄物資等の搬出入に必要な鍵を、甲に貸与するものとする。

3 前項の規定により貸与された鍵の管理者等について、甲は、本取決後、速やかに「鍵管理者届」（別紙1）により、乙に対して報告するものとする。

（経費の負担）

第9条 期間内に生じた備蓄スペースにかかる光熱水費は、原則として乙が負担するものとする。

2 甲は、備蓄物資等を搬出入する際に、乙の施設・設備を破損・汚損又は紛失したときは、原状に復

する経費を負担するものとする。

(禁止事項)

第10条 甲は、つぎの行為を行ってはならない。

- (1) 備蓄スペースを、災害用備蓄物資の備蓄以外の用途に利用すること
- (2) 備蓄スペースの一部または全部の原状を変更すること
- (3) 備蓄スペースに建物の維持保全を害する重量物や危険物等を許可なく搬入すること

(連絡責任者等の報告)

第11条 甲及び乙は、この取決書に基づく協力体制の円滑化を図るため、責任者の連絡先等について、本取決後、速やかに「連絡責任者等届」(別紙2)により、相手方に報告するものとする。

(有効期限)

第12条 この取決書の有効期限は1年間とし、有効期限1箇月前までに甲又は乙から別段申し出がない場合は、引続き1年間を有効とし、以後この例によるものとする。

(協議)

第13条 この取決書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

この取決書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年4月20日

甲 川崎市

川崎市長 阿部 孝夫

乙 東京都千代田区神田駿河台1-1
学校法人明治大学

理事長 日高 憲三

1 2 学校法人神奈川映像学園の管理する施設やグラウンド等を災害時の避難所として使用 することに関する協定書 【危機管理本部】

(主旨)

第1条 この協定は、災害時等により地域住民が避難を余儀なくされた場合に、学校法人神奈川映像学園(以下「乙」という。)が管理する施設やグラウンド等を災害時の避難所として使用することについて、必要なことを定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「避難所」とは、災害により自己の住居場所で生活できなくなった者、又は被害を受けるおそれのある者が一時的に生活できる機能が確保できる施設として、川崎市(以下「甲」という。)があらかじめ指定し、市民に周知をしている場所をいう。

(施設の使用)

第3条 甲は、第4条に掲げる施設を避難所として使用する場合には、使用することについて、甲の命により麻生区長が乙に避難所使用連絡書(様式1)(以下「使用連絡書」という。)により連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により連絡をおこない、後日すみやかに「使用連絡書」を送付するものとする。

乙は、甲からの避難所として使用することについての連絡を受けた場合は、速やかに受入の準備をおこなうものとする。

2 緊急の場合は、第7条に位置づける「避難所運営会議要綱」に基づき、住民の自発的な避難を可能とし、甲は、後日すみやかに「使用連絡書」を送付するものとする。

(避難所施設)

第4条 避難所として使用する施設は、次の施設とする。

名 称 (仮称) 日本映画大学白山キャンパス

(1) グラウンド

(2) 体育館

(3) その他「避難所運営会議」の開催場所等災害時に必要となる施設

所在地 川崎市麻生区白山2-1-1

(報告)

第5条 乙は、避難所としての使用が終了した時は、避難所使用終了連絡書(様式2)により甲に連絡するものとする。

(鍵の管理)

第6条 乙は、あらかじめ甲に緊急時の避難所開設に必要な鍵を預けるものとする。

(避難所運営会議)

第7条 避難所開設期間や開放施設などその他避難所運営に必要な事項については、甲が定める「避難所運営会議」で「避難所運営会議要綱」に位置づけるものとする。

(経費の負担)

第8条 施設の使用にかかる経費は原則無償とする。ただし、使用により施設を毀損した場合の復旧経費等については、別に甲乙協議して定めるものとする。

(連絡担当課等)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑を図るため、甲においては総務局危機管理室及び麻生区役所総務課、乙については学校法人神奈川映像学園事務局をそれぞれ連絡担当課等とする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議のない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証明するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年 4月 1日

甲 川崎市 川崎市長 阿 部 孝 夫

乙 川崎市麻生区万福寺1-16-30 学校法人神奈川映像学園 理事長 佐々木 正 路

1 3 川崎市と更生保護法人川崎自立会との大規模災害時における協力に関する協定書

【危機管理本部】

川崎市（以下「甲」という。）と更生保護法人川崎自立会（以下「乙」という。）は、乙が所有する次に掲げる施設（以下「施設」という。）を、甲が大規模災害時に、津波避難施設、二次避難所及び避難所補完施設として使用すること、並びに乙が初期消火活動、近隣避難所への支援等に協力することを目的として、次のとおり協定を締結する。

施設名称	川崎自立会
所在地	川崎市川崎区浅田1丁目4番2号
所有者	更生保護法人川崎自立会
構造等	鉄筋コンクリート造 地上3階
建築年	平成29年
耐震診断	平成29年
耐震改修	耐震性あり

第1章 津波避難施設としての使用

（使用範囲）

第1条 甲が津波警報等発表時における一時滞在施設（以下「津波避難施設」という。）として使用する施設の範囲は、次のとおりとする。

避難場所	川崎自立会 屋上（4階部分 約150㎡）
収容人員	約150名
避難通路	正面入口、中央階段
連絡手段	電話：044-322-2154（川崎自立会事務所）

（施設変更等の報告）

第2条 乙は、施設の増改築等により、延べ面積等に変更が生じる場合又は津波避難施設としての使用が不可能となる場合には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

（津波避難施設の周知）

第3条 乙は、甲が平常時から行う施設の津波避難施設であることの周知を行うことについてこれを了承するものとし、周知の方法については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（乙の協力内容）

第4条 乙は、津波避難施設として、施設の安全等を確認した上で、可能な限り多くの避難者（甲が大規模地震等により津波警報等が発表され、高所等への避難を余儀なくされた者をいう。以下この章において同じ。）を受け入れることができるよう、努めるものとする。

- 2 乙は、避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。
- 3 乙は、施設が津波避難施設として使用される際には、避難者の誘導について協力するものとする。
- 4 乙は、施設が津波避難施設として使用される際には、水道水、トイレの利用等、避難者に対して提供することができるものについて、可能な範囲で提供に努めるものとする。

（使用期間）

第5条 津波避難施設の使用期間は、大規模地震等の発生に伴い、津波警報等が発表され、避難が開始された時から、津波警報等が解除された時までとする。

2 甲は、津波警報等が解除され、避難者の津波避難施設の使用が終了した後において、なお施設から退去しない避難者がいるときは、乙と協力して当該避難者を退去させるものとする。

(費用負担)

第6条 施設の津波避難施設としての使用料は、原則として無料とする。

(施設、備品等に損害を与えた場合の対応)

第7条 第4条の規定による避難者の受入れに伴い、施設、備品等に損害が発生した場合、その復旧に係る費用については、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

第2章 二次避難所

(使用範囲)

第8条 甲が、要援護者の避難施設（以下「二次避難所」という。）として使用する施設の範囲は、次のとおりとする。

避難場所	川崎自立会 1階地域交流スペース（約70㎡）
収容人員	約20人
入口	地域住民用入口
連絡手段	電話：044-322-2154（川崎自立会事務所）

(対象者)

第9条 この協定において、二次避難所に収容できる者は、市内に居住する者で、かつ、次に掲げる者のうち、市災害対策本部健康福祉部長が必要と認めた者（以下「要援護者等」という。）とする。

(1) 要援護者のうち、一次避難所において安定した避難生活を送ることが困難で、二次避難所において何らかの支援を必要とする者

(2) 前号に規定する要援護者の親族等で、二次避難所において当該要援護者と共に生活することにより、当該要援護者の安定した避難生活の確保に寄与する者

(施設の使用)

第10条 甲は、施設を二次避難所として使用するに当たり、川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱（平成19年3月29日18川健庶第2755号。以下「要綱」という。）

第6条に規定する要援護者等受入依頼書（第2号様式）により、乙に依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(要援護者の移送)

第11条 要援護者の移送については、原則として、甲が行うものとする。

(受入状況の報告)

第12条 施設の長は、その受入状況について、要綱第8条に規定する要援護者等受入状況報告書（第3号様式）により甲に報告するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第13条 甲は、要援護者等に係る日常生活用品、食糧、医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、要援護者等の支援に必要となる看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第14条 二次避難所において、収容期間内に要援護者等が応急的に消費した消耗品等の費用については、要綱第11条に規定する消耗品等費用請求一覧（第4号様式）により乙が甲に請求し、甲が負担するものとする。なお、消耗品等の範囲については、要綱別表第1に定めるとおりとする。

(関係機関との連携)

第15条 甲及び乙は、この協定を円滑に履行するために、甲乙間及び関係機関との連携に努めるものとする。

第3章 避難所補完施設としての使用

(使用範囲)

第16条 甲が、大地震及び風水害時において、近隣の避難所の収容能力を超えた避難者が発生した場合に当該避難者に居住空間を提供する施設（以下「避難所補完施設」という。）として使用する範囲は、次のとおりとする。

避難場所	川崎自立会 1階地域交流スペース（約70㎡）
収容人員	約35人
入口	地域住民用入口
連絡手段	電話：044-322-2154（川崎自立会事務所）

(施設の使用)

第17条 避難所補完施設の使用開始に当たっては、甲からの依頼に基づき、乙により施設の安全を確認し、かつ、乙が甲の依頼内容を承諾した上で開始するものとする。なお、終了時期については甲乙協議の上決定する。

- 乙は、施設が避難所補完施設として使用される際には、水道水やトイレの利用等、避難者に対して提供することができるものについて、可能な範囲で提供に努めるものとする。
- 甲は、避難所補完施設としての使用が終了した後において、なお施設から退去しない避難者がいるときは、乙と協力して当該避難者を退去させるものとする。

第4章 災害時における地域の防災活動

(消火活動)

第18条 乙は、大地震発生時に近隣地域において初期消火活動を実施するため、施設内に「消火ホースキット」を設置する。

- 乙は、設置に際し、甲による取扱いに関する指導を受け、その内容を遵守するものとする。
- 大地震発生時に近隣に火災が発生した場合には、乙は施設入居者や近隣住民等と連携し、自らの安全が確保できる範囲内で、初期消火を行うものとする。

(避難所支援)

第19条 乙は、大地震発生時において、乙があらかじめ地域住民用に備蓄している食料及び飲料水を、浅田小学校避難所に運搬するものとする。

第5章 雑則

(協議事項)

第20条 この協定の定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第21条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲乙止むを得ない事情等により協定の継続が困難となった場合には、この限りではない。

- 前項の期間満了の日の1月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申出がない場合は、協定期間満了の日から有効期間を1年間として自動更新されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年6月20日

甲 川崎市
川崎市長 福田 紀彦

乙 川崎市川崎区浅田1丁目4番2号
更生保護法人川崎自立会
理事長 斎藤 文夫

1 4 災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書

【危機管理本部】

(目的)

第1条 川崎市（以下「甲」という。）及び神奈川県立高津養護学校（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を災害時において、川崎市地域防災計画に基づき、一時避難場所として、甲が使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第2条 この協定において、「一時避難場所」とは、災害から地域住民が身の安全を図るため、あらかじめ指定されている避難所または広域避難場所に行くことが困難な時に、一時的に避難する場所をいう。

(使用施設)

第3条 一時避難場所として使用する施設は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 グラウンド
- 二 学校が指定する校内の施設の一部

(施設の使用)

第4条 甲は、第3条に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を一時避難場所として使用する場合には、使用することについて、乙に施設使用依頼書（様式1）（以下「使用依頼書」という。）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により依頼し、後日速やかに使用依頼書を送付するものとする。

2 住民が自発的に避難を開始し、乙に対して一時避難場所としての使用について申し出があった場合には、乙の判断により使用施設を使用させることができる。その場合は、乙は施設使用報告書（様式2）により速やかに甲に連絡するものとする。

(鍵の管理)

第5条 甲は、乙と連絡がとれない場合に備え、乙から、使用施設に必要な鍵を受領することができる。

2 甲は、乙から受領した使用施設に必要な鍵を自主防災組織の代表者へ引き渡し災害時に使用させることができる。

(使用期間)

第6条 使用期間は、第4条による使用開始から避難者が避難所等へ避難するまでの最大3日間程度とする。

ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、使用期間を延長することができるものとする。

る。

(費用負担)

第7条 使用施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料については、原則として甲が負担するものとする。

(使用施設等の現状復旧)

第8条 使用施設の使用に伴い、施設及び備品等に損害を与えた場合は、原則として甲が現状復旧を行わなければならない。ただし、明らかに地震等の災害によって生じた損害等については除くものとする。

2 前項の規定により施設及び備品等を現状復旧する場合において、その損害等が、一時避難場所として施設を使用したことによるものか明らかでないときは、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を定めるものとする。

(免責)

第9条 乙は、施設を一時避難場所として避難者が使用した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(施設変更等の報告)

第10条 乙は、施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合には、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

(連絡担当等)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制の円滑化を図るため、甲においては総務局危機管理室及び高津区役所危機管理担当、乙においては神奈川県立高津養護学校事務室をそれぞれ連絡担当とする。

(協議事項等)

第12条 この協定の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定の有効期間は、期間満了の時から1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年5月27日

甲 川崎市

川崎市長 福田 紀彦

乙 川崎市高津区向ヶ丘16

神奈川県立高津養護学校

学校長 奥野 康子

様式 1

令和 年 月 日

神奈川県立高津養護学校 学校長 様

川崎市長

施 設 使 用 依 頼 書

神奈川県立高津養護学校の所有するグラウンド等について、「災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書」第4条第1項に基づき、次のとおり依頼します。

災害等の種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他 ()
使用開始予定日	平成 年 月 日から
備 考	

連絡担当者：

様式 2

令和 年 月 日

川崎市長 様

神奈川県立高津養護学校 学校長

施 設 使 用 報 告 書

神奈川県立高津養護学校の所有するグラウンド等について、「災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書」第4条第2項に基づき、次のとおり報告します。

災害等の種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他 ()
使用開始日	平成 年 月 日から
備 考	

連絡担当者：

15 災害時の協力に関する覚書【高津区役所危機管理担当】

川崎市（以下「甲」という。）並びに株式会社富士通ゼネラル（以下「乙」という。）並びに末長光友町会、末長中央町内会、末長宗田自治会、末長南自治会、ライオンズマンション溝の口自治会、新作第四親和会、川崎市立末長小学校（以下「末長小学校」という。）管理者及び末長小学校 PTA で構成される末長小学校避難所運営会議（以下「丙」という。）との間において、風水害又は地震発生により末長小学校に避難所が開設された場合に、乙が甲及び丙に協力する内容について次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本覚書は、風水害又は地震発生により、末長小学校に避難所が開設された場合において、避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び丙が乙に支援を要請し、乙がこれに対し協力する内容について定めるものとする。

（トイレ支援）

第2条 末長小学校のトイレ、同校に設置した非常トイレ及び携帯用簡易トイレでは、避難者の使用に不足する場合には、甲及び丙は、乙に対して、簡易屋外トイレ等の設置を要請できる。この場合において、乙は、乙の敷地内に簡易屋外トイレ等を設置し、避難者に提供するよう努めるものとし、その上限は10カ所とする。

2 前項の規定により設置された簡易屋外トイレ等の使用が終了した場合、その撤去等の原状回復は、乙が行うものとする。

（電源支援）

第3条 乙が通電状態にある場合又は自家発電機から安全かつ継続的に電源供給ができる場合、乙は、甲及び丙からの要請に対して、避難者の生活用スマートフォン等の電気小物の充電を目的としてコンセント（AC100V、15A、分岐は最大50口）を貸し出すよう努めるものとする。この場合において、当該コンセントの貸出は、甲及び丙の管理責任で実施し、乙は避難者が充電する電気小物の管理責任を負わないものとする。

（一時的な避難場所の提供）

第4条 末長小学校の避難所の避難者が収容可能人数を超過し、かつ、別紙乙敷地内の三角地（以下「三角地」という。）について、甲及び丙が「川崎市避難所運営マニュアル」の基準を踏まえ、一時的な避難場所として避難者の安全を確保するため必要な場所であると判断した場合、乙は、甲及び丙から要請に基づき、一時的な避難場所として三角地の利用を承認することができる。この場合において、利用を承認する三角地の範囲については、乙の裁量で定めることができる。

- 2 三角地を一時的な避難場所として利用できる期間は、利用の開始時に、被害の状況等に鑑み、甲、乙及び丙が協議して定める。この場合において、避難者は、利用期間中、第2条の簡易屋外トイレ等を使用することができる。
- 3 三角地の一時的な避難場所としての運営は、甲及び丙が責任をもって自ら行うものとする。
- 4 三角地は芝生地であるため、一時的な避難場所として必要とされる簡易建物、備品及び宿泊等に必要な資機材は、甲及び丙又は避難者が準備する。
- 5 第2項の三角地の利用期間終了後速やかに、甲及び丙は、三角地を利用前の状態に原状回復し、乙に対しその旨を報告しなければならない。
- 6 甲及び丙は、自己においてその範囲で適切な使用を心がけるだけでなく、避難者においてもこれを遵守させるよう努めるものとする。
- 7 前各項に定めのない事項については、乙の活動を妨げない範囲で、甲、乙及び丙が協議の上、これを決定するものとする。

(乙の判断による支援中止)

第5条 第2条から第4条までの規定による乙の支援は、乙又は乙の周辺の被害状況により、甲、乙及び丙が協議した上、乙の判断で提供を中止することができる。

(経費の負担)

第6条 第2条から第4条までの規定による乙の支援は、乙の負担で行うものとする。

- 2 甲は、三角地における一時的な避難場所の運営に関して、第2条及び第3条で定める支援以外で乙の所有する備品、消耗品等を使用した場合は、その対価を負担するものとする。
- 3 甲は、第2条から第4条までの規定による乙の支援に伴い、乙の役員及び従業員以外の者が乙の敷地内に立ち入り、乙の施設、設備等を破損、汚損又は紛失をしたときは、甲及び乙が協議の上、その対応を決定するものとする。
- 4 第2項及び前項の規定による負担額について、疑義が生じたときは甲及び乙が協議の上、その負担すべき額を決定するものとする。

(入場者情報の管理)

第7条 三角地における一時的な避難場所への入場者の情報は、甲及び丙が本人から直接取得し、甲及び丙が管理するものとする。この場合において、甲及び丙は、当該情報を乙に提供する場合は、個人情報を含まない形で提供しなければならない。

(連絡担当課等)

第8条 本覚書に関する連絡責任者は、甲においては高津区役所危機管理担当、乙においては総務部、丙においては避難所運営会議の委員長とする。

(有効期間)

第9条 本覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和5年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれから別段の申し出がない場合には、さらに1年間継続をするものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを決定するものとする。

本覚書の締結を証するため本書3通を作成し、当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

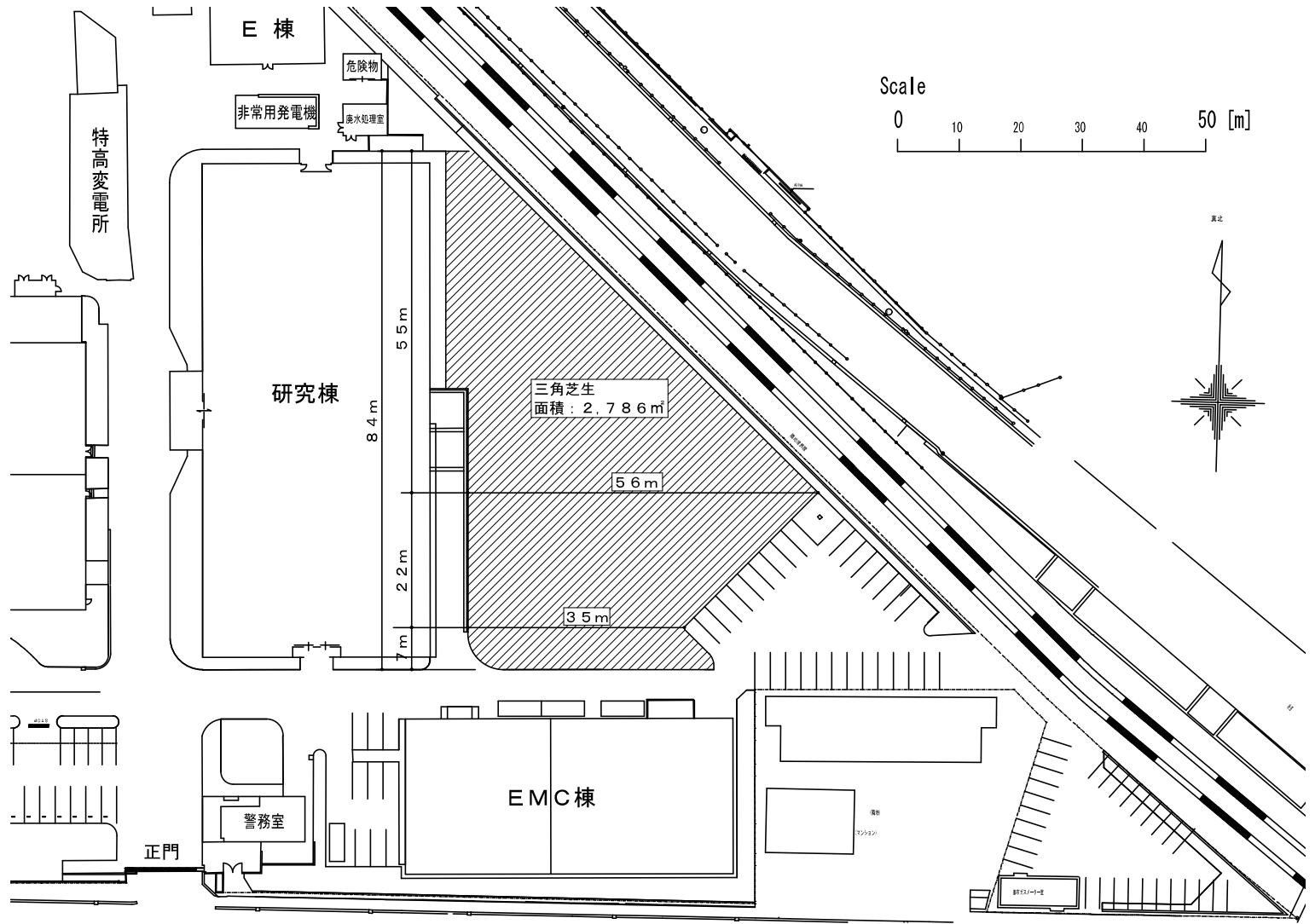
令和5年2月10日

甲 川崎市
川崎市長 福田 紀彦

乙 川崎市高津区末長3丁目3番17号
株式会社富士通ゼネラル
代表取締役社長 斎藤 悦郎

丙 末長小学校避難所運営会議

斜線部分…三角地



16 災害時におけるホテル施設利用に関する協定

【危機管理本部】

川崎市を「甲」、アールエヌティーホテルズ株式会社「乙」、財団法人川崎市まちづくり公社を「丙」として、次のとおり「災害時におけるホテル施設利用に関する協定」を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、川崎市内において、地震、風水害等の住民避難を要する災害が発生した場合において、甲が、高齢者や障害者等の災害時要援護者に対するホテル等を活用した避難所として乙の運営に係る施設を利用するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象となる乙の運営に係る施設は、丙が小杉駅周辺地区複合施設整備事業として建設したホテル施設を乙が借り受けて、ホテル事業を運営する次の施設（以下「乙施設」という。）とする。

所在地 川崎市中原区新丸子東3丁目1175番地1ほか

ホテル名称 「リッチモンドホテルプレミアム武蔵小杉」

(利用要請の内容)

第3条 甲は、災害時に、乙施設を災害時要援護者の避難所として利用する必要がある場合は、乙に対して次の各号について要請するものとする。

(1) 甲が、乙施設の客室等を災害時要援護者の避難所として利用すること。

(2) 本協定に基づく乙施設の利用者に対する食糧、生活必需品等の提供については、原則として甲が実施するものとする。

(3) 前号の規定にかかわらず、乙が食糧、生活必需品等を提供することの可否について甲が乙に確認し、乙による提供を要請した場合においては、乙が提供するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた時は、その緊急性を考慮し、可能な限り要請事項の実施に努めるものとする。

(利用要請の方法)

第4条 甲が乙に前条の規定に基づく利用を要請する手続きは、急を要する場合は口頭、電話等をもって行い、後日、速やかに要請文書を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定に基づく客室等の確保の要請があったとき、客室等の利用調整を行い、提供可能な客室等をすみやかに甲に報告するものとする。

3 本協定に基づき乙施設を利用する者は、甲が指定し、乙に通知するものとする。

- 4 乙は、本協定に基づき乙施設を利用した者の受入れ状況等を甲に報告するものとする。
- 5 甲は、必要に応じて、甲の職員等の中から現地責任者を定め、乙施設に常駐させるものとする。

(経費の負担)

第5条 本協定に基づく乙施設の利用に係る経費及び甲の要請に基づき乙が利用者に提供した食料、生活必需品等の経費は、甲が負担する。

2 乙施設の利用に係る経費は、災害発生時直前における会員価格を基準として、利用形態の特殊性等を考慮して、甲乙協議の上、決定するものとする。

(丙の役割)

第6条 丙は、本協定に基づき乙施設を災害時要援護者の避難所として利用することを承諾する。

2 丙は、甲又は乙から本協定に関する甲乙による協議について調整等を求められた場合は、必要な協力を行う。

(利用期間)

第7条 甲は、災害時要援護者の避難所として必要と認める機関における乙施設の利用を乙に要請する。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、業務上、やむを得ない事由のないかぎり、要請事項を実施に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示等を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(適用)

第9条 この協定は、平成20年3月24日(ホテル営業開始日)から適用する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を称するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 20 年 3 月 24 日

甲 川崎市

川崎市長 阿 部 孝 夫

乙 東京都千代田区神田神保町 2-2-2

アールエヌティーホテルズ株式会社

代表取締役社長 前 原 和 洋

丙 川崎市川崎区砂子 1 丁目 2 番地 4

財団法人 川崎まちづくり公社

理事長 福 地 由 矩